

軽課

新車新規登録 (初度登録年度)	対象年度	対象・要件等		特例措置の内容	
令和4年度 (令和4年4月1日～ 令和5年3月31日)	令和5年度のみ	<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 (平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合) プラグインハイブリッド自動車 		概ね75%軽減	
		営業用の乗用車 (ガソリン車・LPG車)	排出ガス性能	燃費性能	
			平成17年排出ガス基準75%低減 又は 平成30年排出ガス基準50%低減	令和2年度燃費基準達成かつ 令和12年度燃費基準90%達成	概ね75%軽減
		営業用の乗用車 (クリーンディーゼル車)	平成21年排出ガス規制適合 又は 平成30年排出ガス規制適合	令和2年度燃費基準達成かつ 令和12年度燃費基準70%達成	概ね50%軽減
				令和2年度燃費基準達成かつ 令和12年度燃費基準90%達成	概ね75%軽減
		令和2年度燃費基準達成かつ 令和12年度燃費基準70%達成	概ね50%軽減		

重課

新車新規登録等から一定期間経過した自動車(※1) 概ね15%重課(※2)

- ・ガソリン車、LPG車：13年超
- ・ディーゼル車：11年超

※1 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合バス及び被けん引車については、重課の適用外

※2 バス(一般乗合バスを除く)及びトラック(被けん引車を除く)については、おおむね10%重課